

政治資金適正化委員会における取組み及び 検討状況についてのとりまとめ

- 平成19年、事務所費や光熱水費等の政治団体の支出について様々な報道・批判が行われ、政治資金の使途に対する国民の政治不信が高まったことを受け、第168回国会では、与野党間での精力的な協議の結果、国会議員が関係する政治団体を明確にした上で、これに該当する政治団体に対して登録政治資金監査人による政治資金監査を義務づけること等を内容とする政治資金規正法の改正案が可決・成立し、平成20年4月1日、政治資金適正化委員会が総務省に設置された。
- 政治資金適正化委員会では、政治資金監査制度を円滑にスタートさせるため、登録政治資金監査人の登録や研修、政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の策定等、政治資金規正法に定められた所掌事務に精力的に取り組んできた。
- この結果、今年11月末までに総務大臣及び都道府県選挙管理委員会から、初めての政治資金監査を受けた平成21年定期分の国会議員関係政治団体の収支報告書の要旨が公表され、政治資金監査報告書を添付した形で閲覧等に供されることとなったところである。
- しかしながら、政治資金監査制度は、まだスタートしたばかりである。世界にも類を見ない制度と言われ、登録政治資金監査人にとっても、政治資金監査を受ける政治団体にとっても全く新しい取組みであるこの制度を円滑に運営し、国民の間に定着させていくためには、様々な課題がある。
- 当委員会の第一期の委員の任期は来年3月末までであるが、政治資金監査制度の円滑な運営と定着を図るため、これまでの当委員会の取組みや検討の状況、今後の方向性について、委員任期の満了時までに総括的にとりまとめを行い、今後の委員会の検討に資するとともに、国民に明らかにすることが適当である。